（平成22年6月23日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　15 件

国民年金関係　4 件

厚生年金関係　11 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　13 件

国民年金関係　2 件

厚生年金関係　11 件

福岡国民年金　事案 2033

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正 13 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 44 年１月から同年３月まで

私の国民年金の加入手続は、Ａ市Ｂ事務所（当時）で年金業務担当として勤務していた私の亡夫が行い、国民年金保険料の納付も亡夫にすべて任せていた。

申立期間前後の期間は、すべて保険料が納付済みの記録となっているのに、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年の国民年金制度発足時に国民年金に任意加入した以後、申立期間を除き、60 歳到達に伴う国民年金被保険者資格喪失時までのすべての期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の夫の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は３か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることを考慮すると、申立期間のみの国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金　事案 2034

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年１月から同年３月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 10 月から 55 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和44年３月から52年３月まで
②　昭和53年１月から同年３月まで
③　昭和53年10月から同年12月まで
④　昭和54年１月から同年３月まで
⑤　昭和54年10月から55年３月まで

申立期間①については、昭和49年に事業を開業し、52年に店舗を構えるため銀行へ融資の相談をしたところ、年金を担保とする融資があることを知り、すぐにＡ市役所で妻の分も一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、同市役所の窓口で「今なら前に払っていない分も払える。」と言われたため、妻の分も合わせて納付書をもらい、後日預金を下ろして妻が銀行で支払ったのに、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、その後の申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、送付された納付書で妻が納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②については、その前後の期間は国民年金保険料が現年度納付されており、かつ、３か月と短期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情はうかがえないことから、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

２　申立期間③及び⑤については、オンライン記録によると、国民年金保険料

が未納とされているものの、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和55年12月及び57年１月にそれぞれの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

３　一方、申立期間①については、申立人はＡ市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和52年５月にＢ市Ｃ区役所において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違する上、この時点において、当該期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

　また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当該国民年金保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶は曖昧（あいまい）であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

４　申立期間④については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、当該期間の国民年金保険料が昭和56年８月に納付されていることが確認できるが、納付された時点において、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができなかったことから、当該期間の国民年金保険料が還付された旨の記録が確認できる上、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。

　また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により申立人の国民年金加入期間における国民年金保険料の納付行動がほぼ一致していることが確認できる申立人の妻についても、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立人と同一の期間の国民年金保険料が還付された旨の記録が確認できる。

５　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和53年１月から同年３月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び54年10月から55年３月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金　事案 2035

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年１月から同年３月までの期間及び54年４月から同年９月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 45 年 12 月から 46 年１月まで
②　昭和46年２月から52年３月まで
③　昭和53年１月から同年３月まで
④　昭和54年１月から同年３月まで
⑤　昭和54年４月から同年９月まで

申立期間①及び②については、昭和45年に結婚し、翌年に子供が生まれ生活が苦しい中、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を一括して納付したが、申立期間①は国民年金の未加入期間とされ、申立期間②は国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

その後の申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料については、送付された納付書を持って金融機関で納付したので、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間③については、その前後の期間は国民年金保険料が現年度納付されており、かつ、３か月と短期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情はうかがえないことから、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

２　申立期間⑤については、６か月と短期間である上、国民年金保険料の納付行動が申立人とほぼ一致していることが確認できる申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとされていることから、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

3　一方、申立期間①及び②については、申立人は昭和46年ごろにＡ市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、52年５月に同市Ｂ区役所において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違する上、この時点において、申立期間①の全期間及び申立期間②の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が昭和46年ごろにＡ市役所で国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、上記国民年金手帳記号番号とは別に、昭和43年８月26日に国民年金手帳記号番号が払い出され、Ｃ町で交付された国民年金手帳を保管しているが、当該手帳により、住所変更の手続や45年12月の厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていないことが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であったことが推認される上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当該国民年金保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶は曖昧（あいまい）であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4　申立期間④については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、当該期間の国民年金保険料が昭和56年８月に納付されていることが確認できるが、納付された時点において、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができなかったことから、当該期間の国民年金保険料が還付された旨の記録が確認できる上、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により申立人の国民年金加入期間における国民年金保険料の納付行動がほぼ一致していることが確認できる申立人の夫についても、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立人と同一の期間の国民年金保険料が還付された旨の記録が確認できる。

5　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年１月から同年３月までの期間及び54年４月から同年９月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金　事案 2036

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成８年９月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 37 年２月から 38 年３月まで
②　平成８年９月及び同年 10 月

申立期間①については、Ａ市に居住しており、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。父は証明印が押された手帳のようなもの見せ、毎月支払っていると言っていた。父が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間①の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、夫の国民年金保険料と一緒に自分の保険料も納付していたので、夫の保険料が納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②については、申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間②の直前５か月の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②に係る申立人の夫の保険料は納付済みであることから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料も申立人の夫の保険料と一緒に納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間②当時、居住していたＢ市からＣ市Ｄ区にあるＥ駅に隣接するＦ社に通勤し、同社での勤務時間の合間に同駅周辺の金融機関で申立人の夫の保険料と一緒に自身の保険料も納付したと供述しているところ、申立期間②に係る申立人の夫の平成８年度国民年金保険料領収証書により、すべての納付月欄に同駅周辺の金融機関の領収印が押されていることが確認でき、申立人の供述内容と符合する上、申立期間②は２

か月と短期間である。

2　申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年７月ごろにＡ市において払い出されていることが推認される上、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が 20 歳に到達した 37 年＊月にさかのぼって国民年金に加入していることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該被保険者名簿により、申立人は、申立期間①直後の昭和 38 年４月から 39 年３月までの国民年金保険料を時効消滅前となる 40 年５月 20 日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により保険料が納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成８年９月及び同年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡厚生年金　事案2375

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ支店における資格取得日に係る記録を昭和48年９月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を５万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年９月17日から同年10月１日まで

昭和48年４月からＡ社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。転勤はあったものの、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにＡ社が保管する人事記録及び失業保険被保険者名簿などから判断すると、申立人は、Ａ社に継続して勤務し（昭和48年９月17日にＡ社Ｃ支店から同社Ｂ支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社Ｂ支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年10月の記録から、５万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社は「納付していると思われる。」と回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金　事案 2376

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成９年４月１日）及び資格取得日（平成９年７月１日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 39 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成９年４月１日から同年７月１日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、Ａ社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

Ａ社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、Ａ社において平成６年６月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、９年４月１日に同資格を喪失後、同年７月１日に同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、Ａ社が加入していたＢ国民健康保険組合の組合員記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人は申立期間において勤務形態を変更すること無く同社に勤務していた旨を供述しており、事業主は、「申立人が申立期間において勤務形態を変更すること無く当社に勤務していたことは確かで、申立期間において申立人に係る厚生年金保険料を給与から継続して控除していた。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社に係る平成９年３月及び同年７月のオンライン記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと認識していると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成９年４月から同年６月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案 2377

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ事務所における資格取得日に係る記録を昭和 51 年１月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 25 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年１月１日から同年８月１日まで

昭和 51 年１月にＡ社Ｂ支店が独立採算制を適用し、Ａ社Ｂ事務所に名称を変えたが、申立期間について勤務形態は変わらないまま継続して勤務していた。Ａ社Ｂ事務所には同年８月１日までの期間において勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 51 年１月から同年６月までの期間に係る給与明細書及び同年７月分のものと推認される給与明細書並びに同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間において、Ａ社Ｂ事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によれば、Ａ社Ｂ事務所は、昭和 51 年８月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所には該当していないものの、常時５人以上の従業員が勤務していたとの複数の同僚の供述などにより、同社は申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 51 年１月から同年６月までの期間に係る給与明細書及び同年７月分のものと推認

される給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡し、事務担当者に連絡が取れないことから事情を聴取することはできないが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案2378

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成３年３月から同年12月までは19万円、４年１月から同年３月までは18万円、同年４月から同年12月までは20万円、５年１月から同年３月までは19万円、同年４月から同年12月までは20万円、６年１月から同年３月までは19万円、同年４月から同年10月までは20万円、同年11月から７年３月までは18万円、同年４月から８年３月までは20万円、同年４月から同年９月までは24万円、同年10月から10年３月までは22万円、同年４月から13年８月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年３月９日から13年９月１日まで

Ａ医院における標準報酬月額について、実際の給与額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも低い金額で記録されている。

申立期間のうち一部について給料支払明細書を所持しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

Ａ医院における申立人が所持する平成５年５月分及び同年６月分、６年２月分、７年 11 月分及び同年 12 月分、８年２月から 13 年８月までの期間に係る給料支払明細書並びに申立期間当時、申立事業所に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の一人が所持する、３年５月分、４年２月分、同年４月分、同年９月分及び同年 10 月分、５年１月分、同年３月分及び同年４月分、同年６月から同年８月までの期間に係る給料支払明細書により確認できるすべての期間において、申立事業所から支払われた給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と相違しており、当該給与額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから判断すると、申立事業所では、申立期間当時、恒常的に社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と相違する保険料が控除されていたと推認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び同僚の一人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額等から、平成３年３月から同年 12 月までは 19 万円、４年１月から同年３月までは 18 万円、同年４月から同年 12 月までは 20 万円、５年１月から同年３月までは 19 万円、同年４月から同年 12 月までは 20 万円、６年１月から同年３月までは 19 万円、同年４月から同年 10 月までは 20 万円、同年 11 月から７年３月までは 18 万円、同年４月から８年３月までは 20 万円、同年４月から同年９月までは 24 万円、同年 10 月から 10 年３月までは 22 万円、同年４月から 13 年８月までは 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、平成３年３月から 13 年８月までのすべての期間について一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で控除が確認できる厚生年金保険料に相当する報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案 2379

第１　委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（110 万円）であったと認められることから、申立期間の標準賞与額を 110 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 16 年６月 18 日

Ａ社において、平成 16 年６月に支給された賞与額は、110 万円であったが、社会保険事務所に申立期間の標準賞与額の記録を照会したところ、標準賞与額が 11 万円とされていることが分かった。申立期間当時の給与支給明細書を所持しているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、11 万円と記録されているが、Ａ社が保管する平成 16 年分賃金台帳及び申立人が所持する同年６月分の賞与額等について記載された給与支給明細書により、申立人に対して、申立期間において、その主張する賞与額 110 万円が支給されていることが確認できる。

また、申立事業所が保管する「健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書」により、申立てどおりの標準賞与額が決定されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を 110 万円に訂正することが必要である。

福岡厚生年金　事案 2380

第１　委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（16 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 16 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 35 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成５年 12 月 21 日から７年６月１日まで

「ねんきん定期便」により、Ａ社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給された給与総額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を当時の給与総額の 16 万円に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する 16 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成７年７月１日の後の同年 12 月４日に、申立期間における標準報酬月額が５年 12 月 21 日にさかのぼって 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚 29 人についても、標準報酬月額をさかのぼって引き下げる処理が申立人と同日の平成７年 12 月４日に行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、標準報酬月額の引下げについて事業主からの説明は無かった旨主張しているところ、当時の事業主は既に死亡しているものの、滞納整理票から、申立期間において、当時の取締役が厚生年金保険料の滞納に係る事務処理等の調整を行っていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 16 万円に訂正することが必要と認められる。

福岡厚生年金　事案 2381

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額の記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 25 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 15 年 12 月 29 日

平成 15 年 12 月 29 日にＡ社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社が提出した平成 15 年 12 月 29 日支給に係る賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（45 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録及び事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月２日に、事業主が 15 年 12 月 29 日に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案 2382

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額の記録を 55 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 15 年 12 月 29 日

平成 15 年 12 月 29 日にＡ社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 15 年 12 月 29 日支給に係る賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（55 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録及び事業主が提出した賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月２日に、事業主が 15 年 12 月 29 日に支給した賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案2383

第１　委員会の結論

申立人のＡ社（所在地は、Ｂ県Ｃ市。以下「Ｄ社」という。）における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 62 年４月１日、資格喪失日が平成９年11月１日とされ、当該期間のうち同年10月31日から同年11月１日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年11月１日とし、申立期間の標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和39年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成９年10月31日から同年11月１日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、Ｄ社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

昭和 62 年４月にＤ社に入社して以来、Ａ社に継続して勤務しており、平成９年 11 月１日付けでＤ社からＡ社本社であるＡ社（所在地は、首都圏）に異動した際、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｄ社は、平成22年２月17日に申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を当初届け出ていた９年10月31日から同年11月１日とする訂正届を年金事務所に提出しているが、申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間

と記録されている。

しかし、申立事業所が提出した人事記録、平成９年分所得税源泉徴収簿、同年９月から同年 11 月までの期間の報酬月額に係る支給控除一覧、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、昭和 62 年４月１日にＤ社に入社し、現在までの間、Ｄ社及びＡ社本社に継続して勤務し（平成９年 11 月１日にＤ社からＡ社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成９年分の所得税源泉徴収簿及び同年９月から同年 11 月までの支給控除一覧上の保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年２月 17 日）に厚生年金保険被保険者資格の喪失日の訂正届を行っており、申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案 2384

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 49 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 10 年７月１日から 11 年６月 16 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額を照会したところ、Ａ社に勤務した申立期間における標準報酬月額が、給与明細書に記載された実際の給与支給額及び控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成 10 年７月分から同年 10 月分まで及び同年 12 月分から 11 年４月分までの給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額並びに及び同僚が保有する同年 11 月分及び同年 12 月分の給与一覧表などから判断すると、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず不明であるが、上記の給与明細書及び給与一覧表において認められる申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額が、申立期間のすべての期間について一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金　事案2385

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）における資格喪失日に係る記録を昭和 49 年７月１日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を９万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和49年６月28日から昭和49年７月１日まで

昭和 47 年４月１日にＢ社に入社し、48 年２月 27 日にＢ社の関連会社であるＡ社に出向し、Ｃ社が運航する船舶に乗船して、業務に従事した後、49 年７月１日にＢ社に戻ったが、申立期間の船員保険の被保険者記録が確認できない。

継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社等グループ会社の持株会社であるＤ社が保管する申立人に係る「社員経歴」及び申立人の提出した「Ｂ社の勤続 30 年の表彰状」並びに申立期間当時の上司の供述から判断すると、申立人がＢ社及びＡ社に継続して勤務し（昭和49 年7月１日にＡ社からＢ社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における昭和49年５月の船舶所有者別被保険者名簿の記録から、９万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ｄ社は、当時の資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざ

るを得ない。

　また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡国民年金　事案 2037

第１　委員会の結論

申立人の昭和 59 年７月から 60 年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 31 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 59 年７月から 60 年２月まで

昭和 59 年７月に会社の倒産により失業した。それを機に、Ａ市Ｂ区Ｃ出張所において、国民年金に加入し、同出張所において納付書により保険料を納付した。

当時、二女が生まれた産婦人科医院の近くにＣ出張所があったので、よく記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年７月ごろにＡ市Ｂ区Ｃ出張所において、国民年金に加入し、保険料を納付した。」と主張しているが、Ａ市Ｂ区における申立人の国民年金被保険者記録は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す形跡は見当たらず、申立人が所持する年金手帳にも、申立人の国民年金加入の記録は記載されていないことを踏まえると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、同区は国民年金保険料の納付書を発行することはできず、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金　事案2038

第１　委員会の結論

申立人の昭和58年７月から61年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和38年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和58年７月から61年３月まで

社会保険庁（当時）の記録では、国民年金被保険者資格取得日が昭和 61年４月１日になっているが、所持している年金手帳に国民年金の被保険者となった日が 58 年７月２日と記載されていることから、この時点から国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間当時は学生であったが、私の国民年金の加入手続や保険料の納付は母が行っていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びＡ市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年２月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している年金手帳に記載された発行年月日は同年１月 13 日となっていることから、申立人は、同年１月に国民年金に加入したものと考えられるほか、申立期間当時、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該加入時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間直後の昭和61年４月から62年２月までの期間の国民年金保険料は、同年２月９日に一括納付されていることを踏まえると、申立人は同年２月から保険料の納付を開始したものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿及び年金手帳には、国民年金被保険者資格取得日が昭和 58 年７月２日と記載されているものの、上記被保険者名簿において、

62 年３月 31 日に、国民年金被保険者資格取得日が 61 年４月１日に訂正されていることが確認できるとともに、申立期間は申立人が学生であったことから、国民年金被保険者資格取得の記録が訂正されたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親の記憶も定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2386

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和16年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成７年７月１日から同年12月25日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、Ａ事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い額で記録されているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、さかのぼって引き下げられているなどの不自然な事務処理は確認できない。

また、申立人はその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

さらに、適用事業所名簿によれば、Ａ事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主については、連絡先が確認できない上、同事業所に係るオンライン記録から、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚３人から聴取しても、申立人の主張を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2387

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和37年３月20日から42年９月１日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、Ａ社Ｂ工場を退職した約２か月後に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無く、退職後、会社から遠く離れたところに住んでいたので、会社との接触は全く無かった。

同僚の中には、脱退手当金を受給していない者もおり、自分だけ受給したとされているのはおかしいと思うので、脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の押印をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証において、「脱」の押印が確認できる上、当該被保険者証の裏面には、Ａ社Ｂ工場を管轄する社会保険事務所名と、昭和 42 年 11 月７日を示す印が押されており、この日付は、脱退手当金の支給記録における支給日の日付と一致していることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のＡ社Ｂ工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約２か月後に支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2388

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和60年５月27日から同年10月１日まで
②　平成２年８月１日から同年11月１日まで

昭和60年ごろから平成３年ごろまでの期間については、数多くの事業所で入退社を繰り返していたが、継続して勤務しており、各事業所からは、健康保険証の交付を受けていた。社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間が断続した期間となっており、厚生年金保険の被保険者期間でない期間は、国民年金の未納期間であるとの回答を得た。

申立期間①については、Ａ社に係る雇用保険の被保険者記録が確認でき、申立期間②についてはＢ社に勤務していたことを示す社員旅行の写真があることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間においてＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、申立期間①当時は試用期間を設けており、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性があると供述している上、申立期間①当時、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも、申立事業所には試用期間があり、入社して数か月後に厚生年金保険に加入したと供述しているところ、当該複数の同僚については、当該被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できる。

また、別の同僚一人が所持する給与明細書において、前述の被保険者名簿から確認できる同人の厚生年金保険被保険者資格の取得時期と厚生年金保険料が給与から控除され始めている時期が一致することなどから判断すると、申立期間①当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、Ａ社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所では、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は保管していないと回答している。

２　申立期間②について、申立人が提出した、Ｂ社の社員旅行で、申立人が同社の従業員であるとする者と一緒に写っている集合写真の日付から判断して、当該期間直後の平成２年 11 月３日の時点においては、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のＢ社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②当時、申立事業所に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間②に係る同社での勤務実態について供述を得ることができない。

また、申立人と同種の業務に従事していたとする同僚は、「私は、入社と同時期に厚生年金保険に加入していない。」と供述しており、申立事業所における当時の社会保険事務の担当者は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述している。

さらに、適用事業所名簿により、Ｂ社は適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、法人解散時の事業主からも、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

３　申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案 2389

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和２年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 20 年 10 月９日から 22 年４月４日まで

昭和 19 年ごろにＡ社（現在は、Ｂ社）Ｃ鉱業所へ入社し、会計業務に従事しながら、23 年１月までの期間において継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社Ｃ鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人を記憶する複数の同僚からは、申立期間に係る申立人の勤務実態について推認できる具体的な供述が得られない上、Ｂ社本社に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態に係る回答が得られないことから、申立人が申立期間においてＡ社Ｃ鉱業所に勤務していたことを確認することができない。

また、前述の複数の同僚は「Ａ社Ｃ鉱業所では、戦後間もないころであったが、女子従業員が多数退職したことがあった。」と供述しているところ、Ａ社Ｃ鉱業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の記号番号が払い出されたと推認される女性被保険者について確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち半数が、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人に係るＡ社Ｃ鉱業所の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）は、昭和＊年に発生した当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）の火災事故により焼失したと思われる旧台帳を、同年５月以降に復元されたものと考えられるが、同旧台帳によれば、申立人の同社に係る記

録は「資格取得19年６月１日、資格喪失20年10月９日、資格取得22年４月４日、資格喪失 23 年１月９日」と記録されており、一方、焼失した健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、焼失した時点で退職していた者については、事業所の名簿等から復元しているところ、Ｂ社が保管する申立期間当時の社員名簿において、申立人の氏名を確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人は、Ａ社Ｃ鉱業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号を、上記被保険者資格を再度取得した昭和 22 年４月４日に新たに払い出しを受けていることが確認できる。

また、適用事業所名簿においてＡ社Ｃ鉱業所は昭和 36 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に廃業していることから、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、申立内容を確認できる関連資料等を得ることができない。

なお、前述の旧台帳によれば、申立人の同社に係る記録は「資格取得 19 年６月１日」と記録されていることが確認できるところ、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和 17 年１月に施行された後、適用準備期間を経て同年６月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、女子は対象ではない上、19 年６月に施行された厚生年金保険法においては、同法の適用準備期間として、同年６月から同年９月までは厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2390

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年４月ごろから50年１月ごろまで

Ａ市に所在していたＢ社において勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

Ｂ社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びＢ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記複数の者のうち、申立期間当時、Ｂ社の現場責任者であったとする者は、「申立人は出稼ぎ労働者として、会社の寮に住み込んで、運転業務に従事していた。申立人は、仕事が有るときは申立人の郷里であるＣ県から会社がある関西に来て、同業務に従事していたと思う。出稼ぎ労働者の多くは、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述し、当時、社会保険事務に従事していたとする者は、「当時、厚生年金保険は、国民年金より保険料額が高かったので、厚生年金保険に加入していない者もいた。雇用保険には全員加入していたが、厚生年金保険には、加入を希望する者のみが加入していたと思う。」と供述していることから判断すると、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿においては、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の被保

険者記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料も見当たらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2391

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和３年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和18年４月16日から20年８月25日まで

Ａ社（現在は、Ｂ社）に勤務したが、終戦の数日前に、私は召集されることが決まったので、会社から仕事を休んでよいと言われたが、そのまま終戦となり、その後は一度も会社へは行っていない。

社会保険事務所（当時）から脱退手当金を支給した記録があるとの回答をもらったが、同手当金を受け取った記憶は無い。

脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、同台帳の保険給付欄に、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「給付種別　脱退手当金、支給年月日　21.4.5」と記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約７か月後の昭和 21 年４月５日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、労働者年金保険記号番号払出簿により、申立人と同日である昭和 18 年４月 16 日に労働者年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認できる被保険者24人及び申立人が名前を挙げる同僚８人の計32人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、このうち、上記被保険者のうちの 12 人及び上記同僚のうち二人の計14人に脱退手当金の支給記録が確認できる。

さらに、Ｂ社は、「当時の事業主が脱退手当金の代理請求を行っていたと思う。」と回答しているところ、上記の脱退手当金の支給記録が確認できる上記被保険者12人のうち８人及び上記同僚二人の計10人が、申立人と同日である昭和 21 年４月５日に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できることを踏まえると、申立人についても、申立事業所による代理請求が行われて

いた可能性が考えられる。

加えて、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であることから、申立事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間を有していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2392

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和36年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和62年10月26日から63年４月１日まで

Ａ社に営業担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び複数の同僚が申立人を記憶していると供述していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立事業所に勤務する前に勤務していた事業所を退職したことに伴い、申立期間中の昭和62年11月17日に公共職業安定所に求職の申込みを行っていることが確認できる。

また、申立人より先に入社したとする複数の同僚は、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和63年２月又は同年７月に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立人を記憶する当時の事業主は、当該複数の同僚より前に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることはない旨供述している。

さらに、前述の事業主は「申立人をよく憶(おぼ)えている。見習期間は３か月間であった。」と回答している上、上記複数の同僚のうち一人は、「Ａ社では試用期間があり、私の場合は試用期間が３か月であったので、試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入した。申立人は、約２か月から３か月の間、会社に在

籍していたと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から、複数の同僚が厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期とそれぞれが供述する入社時期が一致していないことから判断すると、申立事業所では、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、オンライン記録によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、当時の担当者も既に死亡しているため、申立内容を確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2393

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和23年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和55年10月30日から56年４月25日まで
②　昭和57年１月28日から同年８月５日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、Ａ社に勤務していた期間であり、また、申立期間②については、Ｂ社に勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、Ａ社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、Ａ社の法人登記簿の記録も確認できない。

また、申立人は、Ａ社の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、事業主及び同僚から供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

２　申立期間②については、Ｂ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

より、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人が申立人の名前を記憶していること、及び申立人が記憶する事業主及び同僚数人の姓及び年齢が、上記被保険者名簿に記載されている被保険者記録とほぼ符合することなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Ｂ社の取締役である事業主の妻は、「私が、人事関係及び社会保険関係の業務に従事しており、事業主はこれらの業務に関与していない。私も事業主も申立人を記憶していない。申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険関係の書類は保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、「当時、Ｂ社の従業員数は 30 人ぐらいであった。」と供述しているところ、Ｂ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間②における厚生年金保険被保険者資格の取得者数は 16 人であることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、上記同僚二人のうち一人は、「Ｂ社では、入社後数か月間、試用期間があった従業員もいた。」と供述している上、現在の事務担当者は、「当時、試用期間中の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情もうかがえる。

加えて、Ｂ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3　これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案 2394

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和２年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 27 年７月 13 日から 32 年６月１日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和 27 年３月にＡ社に入社し、講習を受けた後、指導員として日本各地を巡り、Ｂ会に参加する会員の指導を行っていた。32 年ごろには機械が普及してＢ会の開催は無くなったが、同社工場で補助的な業務に従事し、同社を退職したのは 32 年５月であったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、Ａ社は昭和34年11 月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡の取れた者の中には、申立人と同じ指導員としての業務に従事していたと供述する同僚はおらず、そのほかの複数の同僚は申立人の名前を記憶していないと供述していることなどから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人がＢ会で一緒に指導員として勤務していたとして名前を記憶している、申立事業所の関連事業所に勤務していたとする者は、「申立人が申立事業所に勤務していたことは記憶しているが、申立事業所は、私が勤務していた事業所とは別の事業所であったこともあり、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

さらに、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚

生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和27年7月13日と記録されており、この記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案2395

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和10年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和26年６月１日から28年８月１日まで

中学校を卒業後、叔父の紹介により昭和 26 年６月からＡ社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は 28 年８月１日からの期間とされている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が中学校を卒業後、Ａ社に就職するに当たって世話をしたとする申立人の叔父の供述、及び申立人が記憶する同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人が、「はっきりと記憶していないが、入社後しばらくしてから厚生年金保険被保険者の資格を取得していると思う。」と供述している上、申立人が記憶する別の同僚は、「申立人と同じ部署で勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは入社後すぐではなかった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿における上記同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日がそれぞれが供述する入社時期と一致していないことから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、Ａ社は昭和 40 年１月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚

生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金　事案 2396

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年１月１日から 53 年２月 28 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、Ａ組合（現在は、Ｂ組合）に臨時職員として勤務しており、Ｃ健康保険組合に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出したＢ組合の在籍証明書並びに同組合が提出した申立人に係るＣ健康保険組合の健康保険被保険者資格取得届及び給与所得者異動届出書から判断すると、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、Ｂ組合は、「申立人に関する資料はＣ健康保険組合関係のものしか見当たらず、申立人が同健康保険組合に加入していたことは間違いないが、厚生年金保険の加入に関する届出及び厚生年金保険料の控除については確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「私は昭和 48 年１月から申立事業所に臨時職員として勤務したが、勤務当初は健康保険及び雇用保険のみの加入であり、53 年４月に正職員になると同時に厚生年金保険に加入させてもらった。私以外の臨時職員も同じ取扱いだったと思う。」と供述しているところ、当該被保険者名簿において、上記同僚が昭和

53 年４月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。